

議案第 140 号

伊賀市建築基準法関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 12 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市建築基準法等関係手数料条例

第 1 条中「以下「法」という。）」の次に「、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「低炭素化促進法」という。）」を加える。

第 12 条を第 15 条とし、第 11 条を第 14 条とする。

第 10 条の次に次の 3 条を加える。

（長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料）

第 11 条 長期優良住宅普及促進法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第 6 条第 2 項の規定による申出がある場合には、第 2 条及び第 6 条に定める金額を加算した額とする。

区分	一戸当たりの手数料の額	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項により規	その他の場合

		定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	
	一戸建ての住宅	6,700円	50,600円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	23,800円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	19,000円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	15,000円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	13,500円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	11,600円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	10,700円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	10,200円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円	9,400円

- 2 長期優良住宅普及促進法第5条第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第2条及び第6条に定める額を加算した額とする。

区分	一戸当たりの手数料の額	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅	6,700円	43,800円
総戸数が5戸以下のもの	2,700円	21,600円

一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	17,400円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	13,700円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	12,600円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	11,000円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	10,200円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	9,700円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円	8,900円

(長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料)

第12条 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に併せて提出する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査の手数料の額は、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第2条及び第6条に定める額とする。

2 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	一戸当たりの手数料の額		
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する第6条第1項第4号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	その他の場合	
一戸建ての住宅	6,700円	13,500円	
一戸建て	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	4,900円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	4,000円

の住宅以外の住宅	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	2,700円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	2,100円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	1,600円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	1,400円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	1,200円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円	1,000円

(低炭素建築物新築等計画認定申請手数料)

第13条 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定又は同法第55条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第54条第2項の規定による申出がある場合には、第2条及び第6条に定める額を加算した額とする。

区分		一件当たりの手数料の額				
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、知事が別に定める機関により、低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合		その他の場合		
		認定	変更	認定	変更	
一戸建ての住宅		5,000円	3,000円	36,800円	18,900円	
共同住宅等	住戸部分二棟の申請戸数につき	1戸	5,000円	3,000円	36,800円	18,900円
	2戸～5戸	10,100円	6,000円	74,500円	38,200円	
	6戸～10戸	17,300円	10,400円	104,800円	54,100円	
	11戸～25戸	28,900円	17,300円	147,500円	76,600円	
	26戸～50戸	48,400円	29,000円	211,900円	110,800円	
	51戸～100戸	86,800円	52,000円	303,800円	160,500円	
	101戸～200戸	137,400円	82,400円	411,500円	219,500円	
	201戸～300戸	173,600円	104,100円	539,600円	287,100円	

		301 戸～	185,100 円	111,100 円	633,600 円	335,300 円
	共用部分 (床面積につき)	300 m ² 以内	10,100 円	6,000 円	117,900 円	59,900 円
		300 m ² を超え 2,000 m ² 以内	28,900 円	17,300 円	194,500 円	100,100 円
		2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	86,800 円	52,000 円	303,000 円	160,200 円
		5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	137,400 円	82,400 円	389,100 円	208,300 円
		10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内	173,600 円	104,100 円	465,100 円	249,900 円
		25,000 m ² を超えるもの	217,000 円	130,200 円	541,700 円	292,500 円
		非住宅建築物 (床面積につき)	300 m ² 以内	10,100 円	6,000 円	260,400 円
	300 m ² を超え 2,000 m ² 以内		28,900 円	17,300 円	415,100 円	210,400 円
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内		86,800 円	52,000 円	590,900 円	304,100 円
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内		137,400 円	82,400 円	724,700 円	376,100 円
	10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内		173,600 円	104,100 円	854,200 円	444,400 円
	25,000 m ² を超えるもの		217,000 円	130,200 円	975,000 円	509,200 円

備考

- 1 「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一戸の住宅をいう。
 - 2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であつて、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
 - 3 「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
 - 4 「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
 - 5 「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。
 - 6 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、次に掲げる手数料の額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- ア 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

イ 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

7 複合建築物（住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。次項において同じ。）について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、当該建築物の形態に応じて、ア及びエの額の合計額又はイ、ウ及びエの額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

ア 一戸建ての住宅の手数料の額

イ 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

ウ 複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

エ 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の額

8 複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（伊賀市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の廃止）

2 伊賀市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成 21 年伊賀市条例第 24 号）は、廃止する。